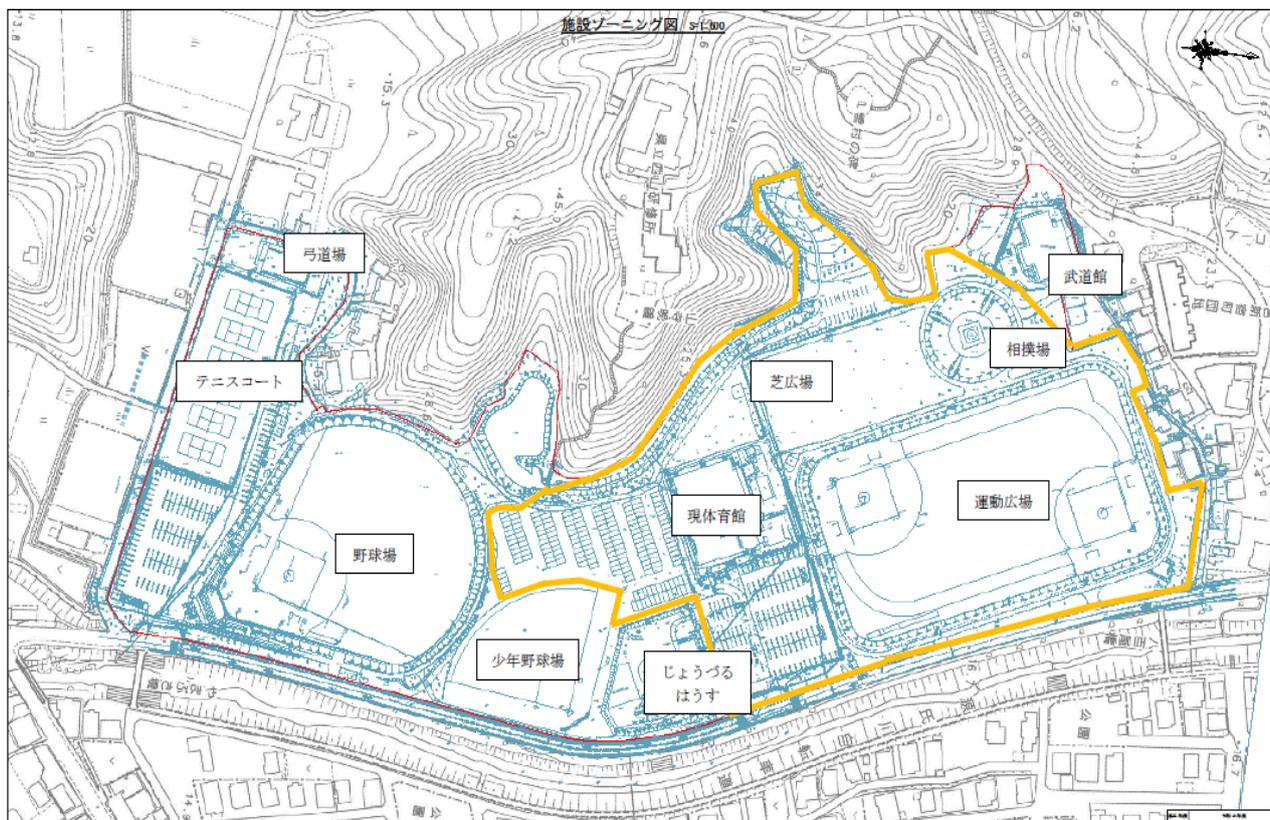


1 業務概要

- (1) 業務名称 常陸太田市新総合体育館整備基本設計業務委託
- (2) 履行期間 契約締結の翌日から令和4年3月31日までとする。ただし、本契約に係る予算の繰越手続きが認められた場合には、工期を変更する予定である。
(標準工期365日間)

2 建設施設概要

- (1) 建物名称 常陸太田市新総合体育館
- (2) 整備地 茨城県常陸太田市新宿町1番地（黄色枠内）



- (3) 建物種類 体育館（平成31年国土交通省告示（以下「告示」という。）第98号 別添二第三号第1類）

3 設計と条件

(1) 敷地の条件

- ① 茨城県常陸太田市新宿町1番地

敷地面積 98,878 m² ※うち上記2(2)黄色枠内の敷地面積 約54,000 m²

用途地域 準工業地域に変更予定（建ぺい率60% 容積率200%）

防火地域 建築基準法第22条区域

その他 地区計画策定予定（市街化区域）

(2) 施設の条件

- ① 延床面積 6,800 m²程度（基本計画による）

- ② 主な諸室 メインアリーナ (1,800 m²程度), 観覧席, サブアリーナ (840 m²程度), 多目的ルーム, トレーニングルーム, 更衣室, トイレ, 授乳室, エントランス, ラウンジ, 防災倉庫等
- ③ 構造・階数 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造, 2階建を想定
- ④ 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震・対津波対策計画基準」(平成25年3月29日付け国営計第126号)による耐震安全性は下記の分類を想定する。

構造体: II類 建築非構造部材: A類 建築設備: 乙類

(3) 外構(敷地エリア内)の条件

- ① 駐車場(下記の台数を想定)
 - ・普通車 500 台程度 ・大型車 10 台程度 ・身障者 10 台程度
 - ・その他(職員, 公用車) 30 台程度 ・駐輪場 100 台程度
- ② 多目的運動広場(主にグラウンド・ゴルフやイベント等)
- ③ ランニングコース 1周 600~700m程度

(4) 概算事業費

4,450,000 千円程度(基本計画策定時の概算額)

※本体工事費, 外構工事費(駐車場, 多目的運動広場, ランニングコース, 雨水排水等), 解体工事費(現体育館等), 備品購入費等を含む。

設計委託費等(基本・実施設計, 地質調査業務)は除く。

(5) スケジュール(予定)

- 令和3年度 基本設計(~4年度), 地質調査
- 令和4年度 実施設計(~5年度)
- 令和5年度 解体工事※
- 令和6~7年度 本体工事
- 令和8年度 外構工事
- 令和9年度 供用開始

※現体育館の解体工事時期は, 配置提案場所によって変更となる場合がある。

4 業務の実施

受託者は, 技術提案書により提案された履行体制に基づき当該業務を履行すること。なお, 本特記仕様書に記載されていない事項は, 「公共建築設計業務委託共通仕様書(令和3年改訂: 国営整第210号)」によるものとする。

(1) 設計業務の内容及び範囲

設計業務は一般業務と追加業務とする。

- ① 一般業務は告示第98号別添一第1項に掲げる下記のとおりとする。

(ア) 設計条件等の整理

条件整理, 設計条件の変更等の場合の協議

(イ) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ

法令上の諸条件の調査, 建築確認申請に係る関係機関との打合せ

(ウ) 上下水道, ガス, 電力, 通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ

(エ) 基本設計方針の策定

総合検討, 基本設計方針の策定及び発注者への説明

- (オ) 基本設計図書の作成
- (カ) 概算工事費の検討
- (キ) 基本設計内容の発注者への説明等
- ② 追加業務は下記のほか、受注者と協議のうえ決定する。
 - (ア) 透視図（内観，外観）の作成
 - (イ) 鳥瞰図の作成
 - (ウ) 備品整備計画書の作成
 - (エ) 電波障害調査報告書の作成
 - (オ) その他基本設計に必要な業務

(2) 適用基準等

- ① 本業務の実施にあたって、建築基準法その他関係法令及びこれに基づく条例規則等の規定のほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定若しくは監修した適用基準等（最新版）を適用する。
- ② 積算業務は、発注者の承諾を得た実施設計図書及び適用基準等によって行う。
- ③ 適用基準等により難い特殊な工法，材料，製品等を採用しようとする場合は、あらかじめ発注者と協議し，承諾を得なければならない。

(3) 業務計画書の提出

受注者は、契約締結後14日以内に業務計画書を発注者に提出しなければならない。

業務計画書の内容は以下のとおりとする。

- ・業務概要，業務項目，実施方針，業務工程，業務組織計画
- ・その他発注者が必要とする事項

上記で定める事項の記載内容に追加及び変更が生じた場合には、速やかに発注者に提出し，承諾を受けること。

(4) 管理技術者等の資格要件

- ① 管理技術者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に定める一級建築士であること。
- ② 本業務の実施は、実施要領に基づき提出した管理技術者及び主任技術者による。ただし、病休，死亡，退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの承諾を発注者から得なければならない。

5 貸与できる資料

以下の資料を貸与するものとする。受託者は設計が完了したとき，または，発注者から要求があった時には速やかにこれを返却するものとする。

- (1) 常陸太田市新総合体育館整備基本計画（常陸太田市ホームページに掲載）
<http://www.city.hitachiota.ibaraki.jp/>
- (2) 山吹運動公園体育館配置計画
- (3) 地質調査資料（令和3年度別途委託，成果品受領後に貸与）
- (4) 既存施設設計図書
- (5) その他必要とする書類

6 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録簿を作成し、発注者に提出する。なお、新型コロナウイルスの感染状況により、打合せをWeb会議で行う場合も同様である。

- (1) 業務着手時
- (2) 発注者又は管理技術者が必要と認めたとき
- (3) その他

7 成果品

(1) 成果品

下表は成果品の概要を示したものであり、具体的な成果品は協議により決定するものとする。

成果品等	正本	副本	製本形態	備考
1. 建築総合				
①建築総合基本設計図書	1部	4部	A3 二つ折製本	
②工事費概算書	1部	2部	A4	
③仮設計画概要書	1部	2部	A4	
2. 建築構造				
①建築構造基本設計図書	1部	2部	A3 二つ折製本	
②工事費概算書	1部	2部	A4	
③各種技術資料	1部	2部	A4	
3 電気設備				
①電気設備基本設計図書	1部	2部	A3 二つ折製本	
②工事費概算書	1部	2部	A4	
③各種技術資料	1部	2部	A4	
4 機械設備				
①機械設備基本設計図書	1部	2部	A3 二つ折製本	
②工事費概算書	1部	2部	A4	
③各種技術資料	1部	2部	A4	
5 外構工事				
①外構工事基本設計図書	1部	2部	A3 二つ折製本	
②工事費概算書	1部	2部	A4	
③各種技術資料	1部	2部	A4	
6 解体工事				
①解体工事基本設計図書	1部	2部	A3 二つ折製本	
②工事費概算書	1部	2部	A4	
③各種技術資料	1部	2部	A4	
7 その他				
①透視図（内観，外観）	1部	2部	A3	額入 額入
②鳥瞰図	1部	2部	A3	
③備品整備計画書	1部	2部	A4	
④電波障害調査報告書	1部	2部	A4	
⑤打合せ協議簿	1部	2部	A4	

⑥基本設計図書【概要版】	200部		A3	
⑥電子データ（PDF等）	2部		CD-R	一式
⑦CADデータ（JWW, SFC等）	2部			一式

※ 建築（構造）、電気設備及び機械設備の成果品は、建築総合の成果品の中に含めることができる。

(2) その他

- ① 成果品等は、発注者が指定する日までに提出すること。
- ② 業務完了期限前であっても、発注者があらかじめ成果品の提出を指示した場合には、その期限までに成果品を提出し、承諾を得ること。
- ③ 成果品の著作権は発注者に帰属する。
- ④ 業務完了後、10日（ただし、土、日曜日及び祝日等は除く）以内に、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録すること。なお、登録の際は、発注者の確認を得ること。

8 設計にあたっての留意事項

- (1) 発注者と常に連絡をとり十分な打合せを行い、その指示によって行うこと。
- (2) 報告書作成は、写真、イメージ図、グラフ等を活用し、視覚的にわかりやすい資料とすること。
- (3) 「(仮称) 常陸太田市新総合体育館整備基本設計検討委員会」の意見を反映させること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項並びに仕様書に疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。